

第4部 モニタリングの進め方

第4部 モニタリングの進め方

第4部 モニタリングの進め方

1. モニタリングのポイント

モニタリングは、市町村がまちづくり交付金の交付期間中に事業を円滑に進め、目標達成の確実性を上げるために、任意に行うものです。ここでは、まちづくり交付金の事業効果を向上させるためにモニタリングを行うことが望ましいこと、また、既にまちづくり交付金を活用している多くの地区でモニタリングを予定していることから、一定の方法を国が例示するものです。

モニタリングの内容は事後評価に準じることとしますが、市町村の実情に応じて変更してかまいません。

(1) モニタリングの手続き

モニタリングでは、後述する方法により「モニタリングシートの作成」を行うこととします。これは、まちづくり交付金の成果及び実施過程について、事業途中段階で評価するとともに、総合所見等を作成するものとなっています。

事後評価では必須としているまちづくり交付金評価委員会による審議などは、モニタリングでは各市町村の判断によることとします。しかし、都市再生整備計画の変更、特に指標・数値目標の変更や下方修正を行う場合は、住民への公表や有識者からの意見聴取などを自主的に行うことが望ましいものと考えられます。

モニタリングの結果は、都市再生整備計画の変更を行う際の説明資料として活用することも考えられます。この場合を除き、モニタリングの結果の国への提出は不要とします。

(2) モニタリングの時期

モニタリングは、交付金の交付期間（概ね3年～5年）の間に適宜行うもので、その頻度、時期については市町村の判断に委ねられます。

ただし、モニタリングは、計画全体の進捗管理や事業の進め方等の見直しのために行うものですから、事業着手直後や、完了間際に行うことは、効果的ではありません。

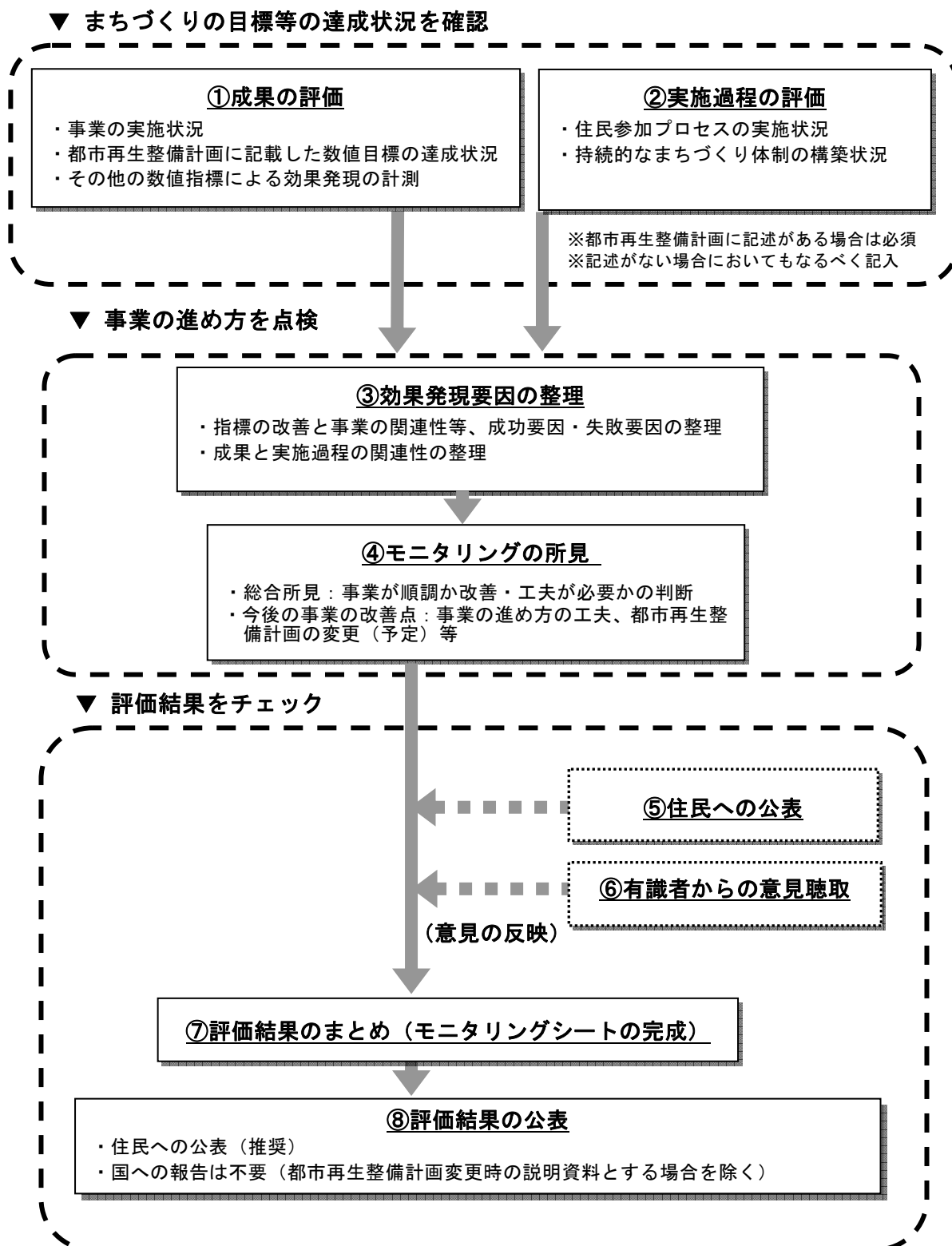
(3) モニタリングの内容

モニタリングは事後評価の方法に準じ、事業の実施状況、数値目標の達成状況を確認し、効果発現の要因を分析した上で、必要な場合は事業の進め方を改善するものとします。

ただし、数値目標の達成状況の確認において、事後評価では、数値が未確定な指標に対して見込み値を推計をすることが求められていますが、モニタリングでは、計測不能な指標は必ずしも計測する必要はありません。

2. モニタリングの実施

以下に従って評価並びに検討を行い、その結果を「まちづくり交付金 モニタリングシート」に記入して下さい。なお、モニタリングの考え方については「第1部 事業評価の考え方」を、モニタリングシートの記載方法については、「モニタリングシート作成の手引き」もご覧ください。



■ 図 4-1 モニタリングの実施フロー

(1) 成果の評価

モニタリングでは、モニタリングの時点で交付金の効果がどの程度表れているのかを把握して、市町村が都市再生整備計画において住民に公約したまちづくりの目標について達成状況を中間的にチェックします。

まず、都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無を確認します。続いて、事業の「中間的成果」として、事業の実施状況、数値目標の達成状況、都市再生整備計画に記載した数値目標以外の指標等により計測される効果発現状況を評価します。

①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

都市再生整備計画に記載した目標（目標、目標を定量化する指標、目標値等）を当初計画から変更したかどうかを確認します。

②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況（進捗状況）

都市再生整備計画に記載した事業（交付対象事業・関連事業）の実施状況を確認します（予算の執行状況や変更状況、施設の進捗状況等）。

a. 交付対象事業の実施状況

交付対象事業が、モニタリングの時点で都市再生整備計画（直近の変更計画）どおりに実施されているか（あるいは、今後、交付終了年度末までに実施される見込みか）、また、事業費等が当初計画からどの程度変更されたかを確認します。

b. 関連事業の実施状況

都市再生整備計画の目標の達成状況を確認する上では、関連事業の実施状況についても確認が必要です。

関連事業がモニタリングの時点で都市再生整備計画（直近の変更計画）どおりに実施されている（または、実施される見込み）かどうかを確認します。

③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響について

事業費が大幅に変更された事業、及び、新規に追加した事業がある場合に実施します。当初計画から変更のあった事業について、変更理由やその変更が計画の目標や指標にどのような影響を与えているのか（事業の変更に伴う数値目標変更の必要性等）を確認します。具体的には、当初計画の変更が行われた事業名と施設名、変更した理由、目標・数値目標への影響を検証します。

④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画において「目標を定量化する指標」に示した数値目標が、どの程度達成されているかを検証します。具体的には、従前値・数値目標に対する数値を計測し、今後の達成見込みの有無を判断し、見込みのない場合の対策案を記入してください。

なお、数値の計測は、原則として事前評価で用いた方法により計測することとし、まちづくり交付金等で整備する施設が完成していない場合など、計測不能な指標は計測する必要はあり

ません。

⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）等による効果発現の状況

当初、都市再生整備計画で設定した数値目標以外の指標においても、まちづくり交付金の事業により、何らかの効果が出ている可能性があります。まちづくり交付金の効果を正確に把握するには、効果の出ている様々な指標を収集しておくことが有益です。

数値により定量的に効果が確認される場合と、定量的には示せないものの定性的な評価ができる場合の両方が考えられますので、定量的な効果を「その他の数値指標」として計測し、定性的な効果については、参考記述として記載します。

これらの指標は、事後評価まで引き続き監視していくことが、事業の効果的な取り組みにつながるものと考えられます。

（参考）その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）

数値により効果が確認されたその他の数値指標は、都市再生整備計画に示されている指標と同等か、それ以上に事業効果を適確に示している場合があると考えられます。

なお、事後評価においては、「その他の指標」のうち、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標や事業との関連性が極めて強く、それを客観的かつ合理的に説明できる場合は、その指標を当初設定した指標の「代替指標」として取り扱うことにより、都市再生整備計画に掲げた目標が達成されたことを説明することができます。

（２）実施過程の評価

都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況や計画に位置づけた事業が実施できているかどうか、という結果を中間的に評価するだけでなく、その結果に至るまでの実施過程を検証することも非常に重要です。

例えば、住民参加の実施やまちづくり体制を構築することは、継続的なまちづくりの推進にとって重要です。

そこで、都市再生整備計画に「住民参加プロセスの実施」、「持続的なまちづくり体制の構築」等の実施過程について記述した場合は、モニタリングにおいてこれらの状況や結果についても評価します。

都市再生整備計画にあらかじめ記述がない場合においても、実際に上記の事項を行った場合には、評価対象として記入できることとします。

これらの記入は、次の「効果発現要因の整理」や「モニタリングの所見」の検討にあたり重要な検討材料となります。

（３）効果発現要因の整理

まちづくり交付金では、結果（事業の成否）だけでなく、その結果に至るまでのプロセスや原因等を総合的に分析することによって、成功要因は今後のまちづくりに活かし、モニタリングの時点で期待される成果が出ていない場合等はその原因を究明して改善につなげることを重

視しています。

このため、効果発現要因の整理の一環として、どの事業を実施したことが指標の改善に大きく貢献したのか、指標の改善と事業との関連性をチェックすることが重要です。

特に、まちづくり交付金では複数の事業の組み合わせによる相乗効果の発揮を狙いのひとつとしていきますので、指標の改善に貢献した事業の組み合わせやハード事業とソフト事業の連携などの視点で整理することが重要です。また、結果が良くなく、達成見込みがない指標については、対応策を検討してください。

(4) モニタリングの所見

前項までの成果と実施過程の評価結果を元に、総合的に評価し、必要があれば今後の事業の改善点について検討することとします。

①総合所見

総合的に評価し、「順調」もしくは「計画・事業の改善が必要」のどちらかを選び、適宜コメントを加えてください。

②今後の事業の改善点

必要に応じて、今後の改善点を検討し記載してください。モニタリングにおける今後の改善点については、次の3つの内容が考えられます。なお、地区の状況に応じて、その他の改善点を記載しても構いません。

a. 事業の進め方の工夫

事業の進め方に問題を見出し、その改善を図ることが考えられます。例えば、

- ・まちづくり交付金による様々な事業が平行して実施されると考えられるが、それぞれがまちづくりの目的達成のために統一的に事業を行うことが、望まれる成果を達成するために重要である。そのためには、まず連絡体制の強化を行い、事業間の連絡、調整等を行っていくことが重要。
- ・諸般の事情により事業の進捗が遅れたのものがある場合、交付期間内の完了に向けた事業の重点化が必要。
- ・住民と連携した事業の推進のために考えられた住民参加のプロセス等は、市町村が住民に働きかけて始めて進むものであり、そのタイミング等については、適宜工夫を行う。

などの場合が考えられます。

b. 都市再生整備計画の変更 1 事業内容の追加、変更、取りやめ（予定）

必要に応じ、事業の追加、変更、取りやめなどが考えられます。

都市再生整備計画を変更するのは、例えば、

- ・上位計画等の社会情勢の変化や住民との調整結果により事業自体の必要性が無くなった。
- ・事業目標、数値目標の達成のために、事業の追加が必要なことが明確になった。

などの場合が考えられます。

c. 都市再生整備計画の変更2 数値目標の適正化（予定）

モニタリングの結果、事業の進捗に合わせて、当初目標が不相当であったと判明する場合があります。この場合、事業による適切な目標に変更することが考えられます。

都市再生整備計画を変更するのは、例えば、

- ・ 目標を具体的に示す指標として、別の指標の方が適切であることとなった。

（追加も可）

- ・ 数値指標の前提条件の適正化、算定しなおしにより、既往の数値目標が不適であることが判明した。

（この場合、何故前提条件が不相当だったのか等について具体的な記述が必要です）

などの場合が考えられます。

（5）住民への公表及び有識者からの意見聴取

まちづくり評価委員会の審議等は、事後評価においては必須とされているところですが、モニタリングでは市町村の判断によることとします。

しかし、都市再生整備計画の変更、特に指標・数値目標の変更や下方修正の場合においては、モニタリング結果の合理性、客観性を担保するために、モニタリングの住民への公表や有識者からの意見聴取を自主的に行うことが望まれます。なお、これらの実施方法は、事後評価に準じるものとします。（第3部 p 3-11 参照）

以下は、住民への公表や有識者からの意見聴取を行う際の方法を参考として提示するものです。

①モニタリングの住民への公表

まちづくり交付金では、都市再生整備計画を公開し透明性を担保しています。そこで、この都市再生整備計画の変更を行う場合には、「モニタリング結果」をあわせて公表することが望ましいと考えられます。

公表の方法は、市町村の判断に委ねられます。

（留意事項）モニタリング原案の公表資料と公表方法

公表する資料は市町村の任意ですが、様式3「モニタリング結果のまとめ」の作成原案、あるいは、それと同等の内容が記載された資料を作成し、公表することが望まれます。

なお、単に様式を掲載するのではなく、事業内容を説明する地図やイメージ絵、写真の添付、事業効果を示すグラフや解説など、住民にわかりやすい表現方法で公表することが重要です。

公表方法も市町村の任意ですが、例えば、市報等の広報誌や市町村のウェブサイトへの掲載など、住民の目に触れやすい方法で公表することが望まれます。

また、意見等を述べたい住民が容易に述べることができるよう、意見等の送付先となる市町村の窓口を明確に示すことが求められます。

なお、寄せられた意見等をもとに、必要に応じて、モニタリングの結果を修正してください。

②有識者からの意見聴取

市町村は、都市再生整備計画の変更を行う場合には、合理性・客観性を向上させるために、有識者からの意見を聴取することが望ましいものと考えられます。特に、指標の変更や数値目標の下方修正などにおいては、地域の実態を把握している、外部の有識者の意見は説得力があるものと考えられます。

外部の有識者や聴取する意見の内容等については事後評価に準じるものとします。【事後：参考1】を参照してください。

なお、「まちづくり交付金評価委員会」を早期に立ち上げて検討を行っても構いません。

(6) モニタリング結果のまとめ

モニタリング結果の総括として『成果の評価』【事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現状況】と『実施過程の評価』【住民参加プロセス、持続的なまちづくり体制】、『効果発現の要因』及び『総合所見』がすべて一覧できる評価結果のシートを作成します。

なお住民への公表及び有識者からの意見聴取により寄せられた意見等は適宜、評価に反映させて「まちづくり交付金 モニタリングシート」を完成させます。

(7) モニタリング結果の公表

モニタリング結果は、住民へは極力公開することとします。

また、国への提出は不要です。（都市再生整備計画の変更時の説明資料として用いる場合を除く）